

V 検針・水道料金・下水道使用料

1 検針状況

区分 年度・月	人員	検針件数 (件)	完全検針件数 (件)	事故件数内訳(件)						検針率	一人 一日 平均 件数 (件)	一人 一月 平均 件数 (件)
				積荷	留守	埋り	位置不明	その他	計			
25年度	953	1,802,520	1,802,195	36	158	7	2	122	325	99.98%	189	1,891
25年4月	78	148,967	148,939	1	12	1		14	28	99.98%	199	1,910
5月	79	149,693	149,669		16	1		7	24	99.98%	180	1,895
6月	80	149,526	149,486	2	11	1	1	25	40	99.97%	195	1,869
7月	80	150,059	150,022	3	20			14	37	99.98%	180	1,876
8月	79	149,769	149,728	7	13	2		19	41	99.97%	195	1,896
9月	79	150,342	150,312		20			10	30	99.98%	179	1,903
10月	78	149,835	149,810	4	11		1	9	25	99.98%	199	1,921
11月	80	150,753	150,732	1	14			6	21	99.99%	182	1,884
12月	80	150,235	150,215	4	10	1		5	20	99.99%	201	1,878
26年1月	80	151,030	151,013	6	7			4	17	99.99%	186	1,888
2月	80	150,634	150,614	3	13	1		3	20	99.99%	199	1,883
3月	80	151,677	151,655	5	11			6	22	99.99%	181	1,896
24年度	983	1,778,342	1,777,986	12	146	9	6	183	356	99.98%	182	1,809
23年度	1,003	1,757,914	1,757,657	27	124	10	10	86	257	99.99%	177	1,753
22年度	1,004	1,741,705	1,741,445	21	131	1	7	100	260	99.99%	173	1,735
21年度	973	1,692,042	1,691,896	23	55	5	6	57	146	99.99%	154	1,739

2 水道料金累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
25年度	3,397,342	12,502,030,222	2,897,171	10,775,729,544	85.28	86.19
24年度	3,353,463	12,518,093,672	3,345,477	12,494,907,651	99.76	99.81
23年度	3,314,297	12,597,460,125	3,307,233	12,579,611,833	99.79	99.86
22年度	3,280,250	12,696,950,388	3,272,693	12,678,384,014	99.77	99.85
21年度	3,192,659	12,566,223,177	3,185,757	12,548,932,674	99.78	99.86

*平成25年度の収納額は、平成26年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月に収納される。

*調定額は、洗管水道料金等を含む。「4 収納方法別調定件数」の合計は、毎月の請求処理日時点（洗管水道料金等含まない）の統計のため一致しない。

3 下水道使用料累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
25年度	3,078,674	11,105,132,102	2,630,179	9,584,738,141	85.43	86.31
24年度	3,021,104	11,059,696,977	3,010,694	11,010,659,744	99.66	99.56
23年度	2,964,119	11,108,311,391	2,953,713	11,057,281,187	99.65	99.54
22年度	2,909,428	11,159,059,182	2,898,466	11,107,108,682	99.62	99.53
21年度	2,824,371	11,103,674,665	2,814,786	11,051,077,451	99.66	99.53

*平成25年度の収納額は、平成26年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月に収納される。

4 水道料金収納方法別調定件数

年度	口座制		納付制		合計
	件数(件)	%	件数(件)	%	件数(件)
25年度	2,688,199	81.06	628,202	18.94	3,316,401
24年度	2,670,228	81.48	607,030	18.52	3,277,258
23年度	2,644,860	81.65	594,600	18.35	3,239,460
22年度	2,621,487	82.01	574,993	17.99	3,196,480
21年度	2,573,384	82.66	539,830	17.34	3,113,214

5 水道料金改定の変遷

実施年月日		T13. 10. 1	S2. 5. 1		S18. 7. 1	S21. 4. 1
区分						
家事用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月12m ³ 以下 96銭	基本料金	10 m ³ 以下 1円	統 合 最低料金制を 廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 6.8銭	100m ³ 以下 1m ³ 8銭 101m ³ 以上 1m ³ 6.4銭	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	
営業用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月40m ³ 以下 2円80銭	基本料金	40 m ³ 以下 3円60銭	使用料 1m ³ に付 20銭
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 6.8銭	200m ³ 以下 1m ³ 7銭 201m ³ 以上 1m ³ 5.6銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
自動車用水	最低料金	月12m ³ 以下 78銭	月500m ³ 以下 32円50銭	基本料金	500 m ³ 以下 45円	
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 6.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 5.2銭	500m ³ 以下 1m ³ 6.5銭 501m ³ 以上 1m ³ 5.2銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
湯屋用水	最低料金	月12m ³ 以下 54銭	月200m ³ 以下 9円	基本料金	200 m ³ 以下 12円	最低料金制を廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭	超過料金	1 m ³ に付 6 銭	1m ³ に付 12銭
一時用水	1m ³ に付	16銭	左 同	1m ³ に付	20 銭	40銭
娯楽用水	1m ³ に付	28銭	”	1m ³ に付	35 銭	70銭
共用 (公設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 39銭	”	基本料金	6.5 m ³ 以下 48 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 6銭	”	超過料金	1 m ³ に付 8 銭	1m ³ に付 16銭
共用 (私設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 52銭	”	基本料金	6.5 m ³ 以下 60 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 8銭	”	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	1m ³ に付 20銭
水道料金納付方法		年4期納付制	左 同	納付方法	昭和10年度より月納 集金制に改正	昭和19年度より 年6期集金制に 改正
備 考			家事用水のみ 値下げ	備 考		最低料金制を 廃止し給水栓 1個に付20 銭を徴収

※ 制定当時は、計量制と定額制の2本立であり、定額制は1戸5人までは1カ月1円、1人増す毎に15銭、
支栓1個増す毎に20銭、浴槽1個30銭。

S22. 3. 1	S22. 6. 1	S22. 11. 1	S23. 10. 1	S25. 2. 1	S26. 12. 1	S28. 6. 1	S33. 4. 1	S38. 11. 1
1 m ³ に付 50 銭	1 m ³ に付 1 円 20 銭	1 m ³ に付 3 円 60 銭	1 m ³ に付 7 円	基本水量 8 m ³ 基本料金 80 円 超過料金 1 m ³ 10 円	8 m ³ 96 円 1 m ³ 13 円	8 m ³ 120 円 1 m ³ 17 円	8 m ³ 180 円 1 m ³ 22 円	8 m ³ 240 円 1 m ³ 32 円
—	—	—	—	基本水量 150 m ³ 基本料金 975 円 超過料金 1 m ³ 6 円 50 銭	150 m ³ 1,170 円 1 m ³ 8 円 50 銭	150 m ³ 1,460 円 1 m ³ 11 円	150 m ³ 1,500 円 1 m ³ 11 円	150 m ³ 2,000 円 1 m ³ 15 円
1 円	2 円 20 銭	7 円 20 銭	14 円 50 銭	20 円	25 円	30 円	40 円	55 円
1 円 75 銭	4 円 20 銭	12 円	24 円	40 円	50 円	60 円	80 円	廃止
—	—	—	—	基本水量 6 m ³ 基本料金 48 円 超過料金 1 m ³ 8 円	6 m ³ 55 円 1 m ³ 10 円	6 m ³ 70 円 1 m ³ 13 円	統合 基本水量 6 m ³ 基本料金 90 円	6 m ³ 120 円
1 m ³ に付 40 銭	1 m ³ に付 96 銭	1 m ³ に付 3 円	1 m ³ に付 6 円	基本水量 6 m ³ 基本料金 60 円 超過料金 1 m ³ 10 円	6 m ³ 72 円 1 m ³ 13 円	6 m ³ 90 円 1 m ³ 17 円	1 m ³ 16 円	1 m ³ 22 円
1 m ³ に付 50 銭	1 m ³ に付 1 円 20 銭	1 m ³ に付 3 円 60 銭	1 m ³ に付 7 円	10 円	13 円	17 円	1 m ³ 16 円	1 m ³ 22 円
左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	毎月集金 制に改正	左 同	左 同
給水栓 1 個に付 50 銭	左 同 1 円	左 同 1 円	左 同 2 円	左 同 2 円 基本料金制を実施	取付水栓料 廃止		改定率平均 26.20%	改定率平均 41.30%

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

実施年月日	昭和48年4月1日				昭和51年1月1日				
	区分 口径別	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)		基本料金	従量料金 (1m ³ につき)			
			第一段	第二段		第一段	第二段	第三段	第四段
一般用	13mm	8m ³ 以下 280円	9m ³ 以上 30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	8m ³ 以下 360円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 58円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 65円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 73円	41m ³ 以上 83円
	20mm				8m ³ 以下 280円	9m ³ 以上 30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	8m ³ 以下 380円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 60円
	25mm	1,000円 1,500円 3,000円 5,000円 10,000円	30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	1,400円	20m ³ 以下 68円	21m ³ 以上 50m ³ 以下 78円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 89円	101m ³ 以上 101円
	40mm				2,100円				
	50mm				4,200円				
	75mm				7,000円				
	100mm				14,000円				
	150mm	150m ³ 以下 2,000円	151m ³ 以上 15円	150m ³ 以下 2,600円	151m ³ 以上 20円				
浴場営業用	1戸につき 6m ³ 以下 120円	7m ³ 以上 22円	1戸につき 6m ³ 以下 150円	基本水量を超える水量 30円					
共用給水装置	1m ³ につき 95円		1m ³ につき 200円						
一時用	口径50mm未満・演習20分以内 1個1回につき300円 口径50mm以上・演習20分以内 1個1回につき600円		左 同						
私設消火栓	1戸につき、一般用の料金を適用する。		左 同						
連合専用給水装置	用途別料金体系を廃止、口径別料金体系を採用、浴場営業用、一時用、共用栓については、用途別を存置し料金を据置。 一般用料金は、従量制を設定 逡増料金方式を採用。 前受料金制を廃止。		口径区分を現行の6区分を7区分(13mmを独立)に改定、従量料金も2段階を4段階とし、逡増方式を強化。						
備考	集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月。(昭和39.8採用)		左 同						
料金徴収方法	総合平均28.8% 家庭用22.2% (原案)34.98%		総合平均7.4% 家庭用38.9% (原案)7.4%						
改定率									

昭和53年2月1日					昭和59年2月1日					平成元年 4月1日	
基本料金	従量料金(1m ³ につき)				基本料金	従量料金(1m ³ につき)					
	第一段	第二段	第三段	第四段		第一段	第二段	第三段	第四段		
8m ³ 以下 400円					8m ³ 以下 580円					料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
8m ³ 以下 500円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 70円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 80円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 90円	41m ³ 以上 100円	8m ³ 以下 730円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 100円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 120円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 130円	41m ³ 以上 150円		
8m ³ 以下 700円					8m ³ 以下 1,030円						
1,800円					2,800円						
4,000円					6,200円						
7,000円	50m ³ 以下 100円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 110円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 120円	501m ³ 以上 135円	11,000円	50m ³ 以下 150円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 160円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 180円	501m ³ 以上 210円		
12,000円					19,000円						
25,000円					40,000円						
150m ³ 以下 3,000円					151m ³ 以上 20円						150m ³ 以下 4,000円
1戸につき 6m ³ 以下 200円	基本水量を超える水量 30円			1戸につき 6m ³ 以下 300円	基本水量を超える水量 50円						
1m ³ につき 240円					1m ³ につき 360円						
左 同					左 同						
左 同					左 同						
口径13、20、25mmの基本料金について、各々格差を設けた。 従量料金については、口径13～25mmと、40mm以上の2区画とし、ともに逓増方式を更に強化。					料金体系は、前回は踏襲した。料金水準につき、生活用水と浴場営業用の改定率の緩和を図り、共同住宅料金の適正化を実施。						平成元年 8月1日 以後の支払い料金から適用
左 同					左 同						左 同
総合平均 22.46% 家庭用 17.8% (原案) 22.46%					総合平均 48.67% 家庭用 43.55% (原案) 48.67%					総合平均 3.00%	

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

実施年月日		平成4年2月1日								平成9年 4月1日	
区分		基本料金	従量料金（1m ³ につき）								
口径別			第一段		第二段		第三段		第四段		
一般 用	13mm	10m ³ 以下 1,050円									
	20mm	10m ³ 以下 1,390円	11~20	135	21~30	160	31~40	185	41以上	220	料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨て）とする。
	25mm	10m ³ 以下 1,840円									
	40mm	3,850円									
	50mm	8,350円									
	75mm	14,850円									
	100mm	25,600円	1~50	220	51~100	240	101~500	260	501以上	290	
	150mm	55,000円									
浴場営業用		150m ³ 以下 5,200円	151m ³ 以上		1m ³ につき		55円				
共用給水装置		1戸につき 6m ³ 以下 400円	基本水量を超える水量				1m ³ につき		65円		
一時用			1m ³ につき		525円						
私設消火栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき						300円		
			口径50mm以上演習20分以内1個1回につき						600円		
連合専用給水装置			1戸につき一般用の料金を適用する。								
備考		<p>料金体系は、前回は踏襲した。但し口径13mm~25mmの基本水量分については、8m³から10m³へ変更した。</p> <p>また、生活用水と浴場営業用については、改定率の緩和を図った。</p> <p>※税抜表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨て）とする。</p>									平成9年 8月1日 以後の支 払い料金 から適用
料金徴収方法		集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月									左 同
改定率 (消費税抜き額により算出)		総合平均		45.58%		家庭用		34.74%		総合平均 2.00%	
				(原案) 45.58%							

※ 連合栓給水装置について平成9年度条例改定時に「1戸につき口径13ミリの一般用の料金を適用する」に変更。

実施年月日		平成21年9月1日										
口径別	区分	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	945円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,302円	1~10	15.75	11~20	141.75	21~30	168	31~40	194.25	41以上	231
	25mm	1,774.5円										
	40mm	4,042.5円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	/	
	50mm	8,767.5円										
	75mm	15,592.5円										
	100mm	26,880円	1~50	231	51~100	252	101~500	273	501以上	304.5		
	150mm	57,750円										
浴場営業用	150m ³ 以下 5,460円	151m ³ 以上		1m ³ につき		57.75円						
一時用		1m ³ につき		551.25円								
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 315円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 630円										
備考		(1) 基本水量制の廃止 (2) 使用開始及び使用廃止時の料金算定方法の改正 (日割計算方式) (3) 水道料金の総額表示 (4) 共用給水装置の用途廃止 (5) 連合専用給水装置の用途廃止 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額 (1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

災害対策
水循環環境配慮
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

実施年月日		平成26年4月1日										
区分		基本料金	従量料金 (1m ³ につき)									
口径別			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	972円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,339.2円	1~10	16.2	11~20	145.8	21~30	172.8	31~40	199.8	41以上	237.6
	25mm	1,825.2円										
	40mm	4,158円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	/	
	50mm	9,018円										
	75mm	16,038円										
	100mm	27,648円	1~50	237.6	51~100	259.2	101~500	280.8	501以上	313.2		
	150mm	59,400円										
浴場営業用	150m ³ 以下 5,616円	151m ³ 以上		1m ³ につき		59.4円						
一時用		1m ³ につき 567円										
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 324円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 648円										
備考		消費税率改定に伴う水道料金等の改定 平成26年8月請求分より適用 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額（1円未満の端数切り捨て）										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

6 共同住宅の料金

(1) 各戸にメーターを設置するもの

各戸ごとに当該メーター口径により算出した額（1円未満は切り捨て）とする。

(2) 各戸にメーターを設置していないもの

当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸毎に水道料金表の一般用メーター口径20mmの規定を適用して算出した額の合計額（1円未満は、切り捨て）とする。

7 量水器

(1) 年度別設置数

(単位：個)

年度 口径	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
13mm	213,704	210,466	208,353	206,187	204,540
20mm	80,189	78,406	77,217	75,836	74,347
25mm	6,732	6,710	6,750	6,850	6,837
40mm	2,041	2,030	2,003	1,976	1,948
50mm	821	801	793	777	776
75mm	315	314	313	311	310
100mm	64	64	64	64	65
150mm	9	9	9	9	9
合計	303,875	298,800	295,502	292,010	288,832

(2) 購入状況

年度 口径	購入数 (個)						購入金額 (千円)					
	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
13mm	14,700	14,724	13,500	17,830	14,100	19,548	24,698	26,756	28,276	34,985	25,673	47,411
20mm	4,516	3,600	4,001	8,000	9,100	6,500	10,547	8,493	11,695	19,554	19,823	20,564
25mm	560	320	403	1,060	641	480	1,720	1,002	1,509	3,226	1,854	1,729
40mm	280	220	220	200	180	200	3,146	2,503	3,119	2,069	1,929	2,499
50mm	119	68	180	90	130	125	6,685	3,820	13,891	5,935	2,484	8,593
75mm	40	4	60	9	60	70	2,982	309	5,733	751	5,009	6,372
100mm	17	0	5	5	12	16	1,838	0	751	599	1,273	1,923
150mm	0	0	2	3	2	1	0	0	664	677	500	237
合計	20,232	18,936	18,371	27,197	24,225	26,940	51,616	42,883	65,638	67,796	58,545	89,328

(3) 量水器出入庫管理状況

(単位：件)

	据付個数	取付		取外し		取替		購入 個数	修理 個数	廃棄 個数
		件数	うち委託	件数	うち委託	件数	うち委託			
平成25年度	303,875	8,137	2,163	4,297	2,788	37,226	36,336	20,234	27,810	10,014
13mm	213,704	5,786	1,571	3,306	2,203	24,023	23,768	14,700	16,950	6,963
20mm	80,189	2,108	559	782	482	11,786	11,681	4,516	10,000	2,487
25mm	6,732	156	29	154	81	875	875	560	640	485
40mm	2,041	56	4	41	21	412	10	281	220	1
50mm	821	23	0	7	0	90	2	120	0	69
75mm	315	8	0	7	1	26	0	40	0	7
100mm	64	0	0	0	0	14	0	17	0	2
150mm	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成24年度	298,800	8,966	2,620	5,734	4,105	37,263	36,175	18,936	28,850	8,693
平成23年度	295,502	8,734	2,677	5,180	3,737	37,723	36,109	18,371	29,850	14,574
平成22年度	292,010	7,704	2,760	5,243	4,038	39,242	38,240	27,197	23,860	27,132
平成21年度	288,832	7,570	2,617	5,924	5,151	38,116	37,570	24,225	22,000	19,376

災害
対策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

水
道
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
用

(4) 隔測メータ設置状況 (単位: 件)

	隔測メータ		無線メータ		電子メータ	
	設置箇所	設置個数	設置箇所	設置個数	設置箇所	設置個数
平成25年度	5	81	1	1	15	34
13mm	1	48	0	0	11	29
20mm	2	24	0	0	1	1
25mm	2	9	0	0	3	4
40mm	0	0	1	1	0	0
50mm	0	0	0	0	0	0
75mm	0	0	0	0	0	0
100mm	0	0	0	0	0	0
150mm	0	0	0	0	0	0
平成24年度	5	138	3	3	15	33
平成23年度	7	163	3	3	20	20
平成22年度	7	164	3	3	21	21
平成21年度	7	167	3	3	22	22

(5) 量水器改良工事施工状況 (単位: 件)

種別	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
位置変更	1	1	0	1	0
位置上げ	0	3	4	5	0
量水器箱取付	0	0	0	0	0
改造 その他	24	13	1	13	0
合計	25	17	5	19	0

(6) 量水器使用料改定の変遷

実施年月日	口径区分							
	13mm	20mm	25mm以上	38mm以上	50mm以上	75mm以上	100mm以上	150mm以上
大正13年10月01日	市内30銭 市外45銭	45 銭	60 銭	—	2 円	3 円	4 円	—
昭和02年05月01日	市内無料 市外30銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
昭和05年07月01日	15 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
昭和18年07月01日	20 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	6 円
昭和21年04月01日	30 銭	70 銭	1 円	1円50銭	3 円	4円50銭	6 円	9 円
昭和22年03月01日	75 銭	1円75銭	2円50銭	3円75銭	7円50銭	11円25銭	15 円	22円50銭
昭和22年06月01日	1円80銭	4円20銭	6 円	9 円	18 円	27 円	36 円	54 円
昭和22年08月01日	5 円	12 円	18 円	27 円	54 円	81 円	110 円	160 円
昭和23年10月01日	10 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
昭和24年04月01日	13 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
昭和25年02月01日	20 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
昭和26年12月01日	24 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
昭和28年06月01日	30 円	40 円	50 円	100 円	200 円	300 円	400 円	500 円
昭和33年04月01日	廃止							

8 下水道使用料改定の変遷

		昭和34年8月	昭和51年10月	昭和59年4月	昭和64年1月	平成元年4月	
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用	水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	一般用	基本使用料8m ³ まで 150円	基本使用料 8m ³ まで 300円	同左
			9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円		9m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき20円		9m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき40円
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき25円		
			21m ³ 以上30m ³ まで 1m ³ につき21円		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき30円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき50円	同左
			31m ³ 以上50m ³ まで 1m ³ につき23円		51m ³ 以上 1m ³ につき25円		
			51m ³ 以上 1m ³ につき25円		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき35円	200m ³ まで 1m ³ につき60円	同左
	一般公衆浴場と兼用	水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	201m ³ 以上 1m ³ につき40円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき70円		
			9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円	501m ³ 以上 1m ³ につき80円			
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円		21m ³ 以上 1m ³ につき5円		
			21m ³ 以上 1m ³ につき5円	浴公衆		1m ³ につき 5円	浴公衆
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき (5人まで) 30円 1人増すごとに5円	1世帯につき 80円	家庭用	1世帯につき 150円	1世帯につき 300円	同左
		営業用	1m ³ につき 3円		1m ³ につき 6円		
	2001m ³ 以上 5000m ³ まで 1m ³ につき30円						
	5001m ³ 以上 1m ³ につき40円						
浴公衆	1m ³ につき 2円	1m ³ につき 5円	浴公衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	同左	
消費税等						※税抜表示 料金は、上記料 金表の基本料金 と従量料金との 合計額に100 分の103を乗 じて得た額(1円 未満の端数は、 切り捨て)とす る。	
改定率	-	172.00%		68.50%	93.60%	3.00%	

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

8 下水道使用料改定の変遷

		平成5年6月	平成9年5月	平成13年4月	平成17年11月	平成21年9月
災害対策 水循環 環境配慮 広報	水道水による汚水 一般用	基本使用料 10m ³ まで 400円	基本使用料 10m ³ まで 600円	基本使用料 10m ³ まで 800円	基本使用料 10m ³ まで 990円	基本使用料 850円 1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14円
		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき50円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき70円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき90円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円
		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき65円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき90円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき115円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円
		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき85円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき125円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき165円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円
		201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき100円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき150円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき200円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円
		501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき120円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき185円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき250円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円
		2001m ³ 以上 1m ³ につき140円	2001m ³ 以上 1m ³ につき220円	2001m ³ 以上 1m ³ につき300円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円
	浴公衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
水道使用料 組織・機構 水道業 道用	水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき 500円	1世帯につき 1,000円	1世帯につき 1,300円	1世帯につき 1,700円
		営業用	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
	浴公衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
	消費税等	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額に100分の 103を乗じて得た額 (1円未満の端数は、 切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額に100分の 105を乗じて得た額 (1円未満の端数は、 切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額に100分の 105を乗じて得た額 (1円未満の端数は、 切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額
		37.33%	44.91%	30.58%	18.54%	-

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

平成26年4月	
基本使用料	874.28円
1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14.39円	
11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき128.57円	
21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき169.71円	
51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき205.71円	
201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき246.85円	
501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき287.99円	
2001m ³ 以上 1m ³ につき334.28円	
1m ³ につき 12.34円	
(1)メーターが設置してある 場合：メーターで計量した 使用水量により算定 (2)メーターがない場合：使 用人数及び用途に応じた認 定水量により算定 (別表1,2により算定)	
水道水による汚水 一般用と同様	
1m ³ につき 12.34円	
※税込表示 料金は、上記料金表の基 本料金と従量料金との合 計額	
-	

別表1

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに4m³を加えた水量。

別表2

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
認定 用途 水量 別 人員	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに用途に応じ、
トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加えた水量。

災
害
対
策

水
循
環
環
境
配
慮

広
報

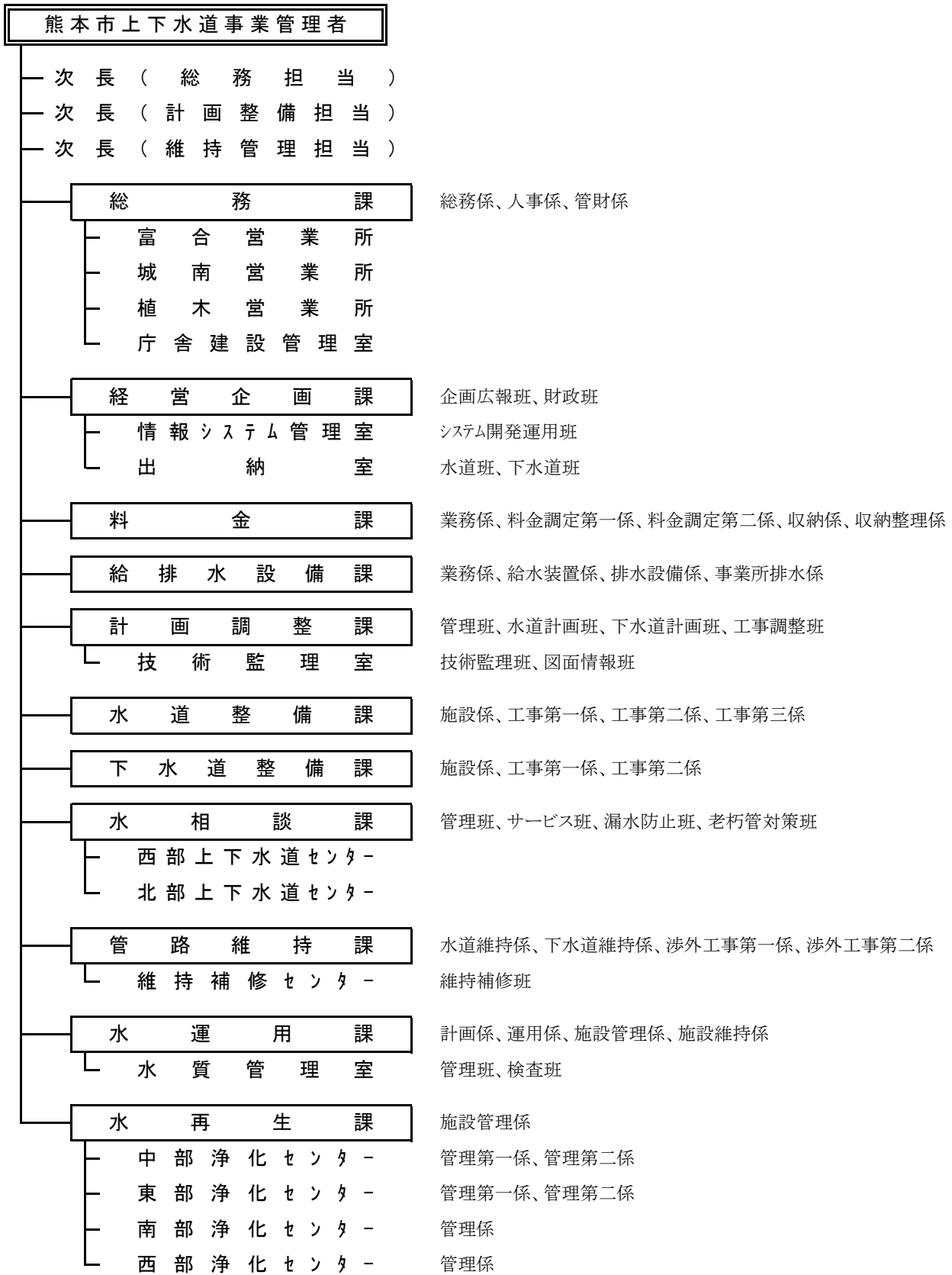
下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

VI 組織・機構

1 機構図（平成26年3月31日現在）



災害対策

水循環環境配慮

広報

下水道使用料金

組織・機構

水工業用

2 事務分掌（平成26年3月31日現在）

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 熊本市水道サービス公社及び熊本市下水道技術センターに関すること。
- 6 危機管理及び災害対策に関すること。
- 7 不用品の処分に関すること。
- 8 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 9 組織に関すること。
- 10 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 11 研修に関すること。
- 12 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 13 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 14 局有財産の取得、管理及び処分に関すること（他の課又はかいの所管に属する事務を除く。）。
- 15 庁舎の維持管理に関すること。
- 16 公用車の管理に関すること。
- 17 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。
- 18 富合営業所、城南営業所、植木営業所及び庁舎建設管理室に関すること。

富合営業所

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の還付に関すること。
- 3 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金（以下「受益者負担金等」という。）の収納に関すること。
- 4 貯蔵品の保管に関すること。
- 5 水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 6 水道施設管路、給水装置、下水道管渠施設及び排水設備（以下「水道施設管路等」という。）に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

城南営業所

- 1 水道、工業用水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の収納、還付、転居等清算及び滞納整理に関すること。
- 3 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関すること。
- 4 工業用水道料金に関すること。
- 5 受益者負担金等の収納に関すること。
- 6 貯蔵品の保管に関すること。
- 7 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 8 水道施設管路等、工業用水道施設管路及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

植木営業所

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の還付に関すること。
- 3 受益者負担金等の収納に関すること。
- 4 貯蔵品の保管に関すること。
- 5 水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 6 水道施設管路等に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの初期対応に関すること。
- 7 受託給水装置工事に伴う加入金に関すること。
- 8 受託給水装置工事費に関すること。

庁舎建設管理室

- 1 新庁舎の建設に関すること。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 事業統計に関すること。
- 5 広報及び広聴に関すること。
- 6 水の科学館に関すること。
- 7 財政計画に関すること。
- 8 企業債に関すること。
- 9 予算に関すること。

- 10 工業用水道事業に関すること(他の課又は営業所の所管に属する事務を除く。)
- 11 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- 12 情報システムの総括に関すること。
- 13 情報システム管理室及び出納室に関すること。

情報システム管理室

- 1 情報システムの構築及び運用に関すること。
- 2 情報システムの開発委託業者との協議及び調整に関すること。

出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量(水道に係るものに限る。)及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金等の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 8 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 9 水道料金等の欠損処分に関すること。
- 10 量水器に関すること。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関すること。
- 4 受益者負担金等に関すること。
- 5 水洗便所改造資金に関すること。
- 6 排水設備に関すること。
- 7 給水設備の確認に関すること。
- 8 事業所排水に関すること。
- 9 配管図面の交付に関すること。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関すること。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関すること。
- 5 下水道資源の有効活用に関すること。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関すること。
- 7 技術監理室に関すること。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関すること。

技術監理室

- 1 工事の検査に関すること。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関すること。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関すること。
- 4 配管図面の管理及び埋設物調査の受付に関すること。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関すること。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関すること。
- 2 下水道雨水事業に関すること。

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
機
構

水
工
業
用
道
用

- 3 私道への下水道布設に関すること。

水相談課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 3 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。
- 4 老朽給水管の更新に関すること。
- 5 保安管理及び水防業務の体制に関すること。
- 6 貯蔵品の経理及び保管に関すること。
- 7 西部上下水道センター及び北部上下水道センターに関すること。
- 8 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関すること。

西部上下水道センター及び北部上下水道センター

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の還付に関すること。
- 3 貯蔵品の保管及び受払に関すること。
- 4 水道施設管路及び給水管の維持管理に関すること(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 5 水道施設管路及び給水管の漏水防止に関すること(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 6 給水装置に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの対応に関すること(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 7 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

管路維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 2 貯蔵品の受払に関すること。
- 3 下水道管渠施設の維持管理に関すること。
- 4 下水道台帳に関すること。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠施設及び給水管の移設の渉外に関すること。
- 6 維持補修センターに関すること。

維持補修センター

- 1 下水道管渠施設の維持管理作業に関すること。
- 2 貯蔵品の保管に関すること。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 3 塩素滅菌に関すること。
- 4 配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 5 地下水障害に関すること。
- 6 水質管理室に関すること。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

水再生課

- 1 マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関すること。
 - 2 下水道の水質に関する業務の統括に関すること。
 - 3 浄化センターに関すること。
- #### 中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター及び西部浄化センター
- 1 公共下水の終末処理に関すること。
 - 2 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること(中部浄化センター及び東部浄化センターに限る。)
 - 3 各浄化センターの管理に関すること。
 - 4 ポンプ場の管理に関すること。
 - 5 放流水の水質に関すること。
 - 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
 - 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
 - 8 下水汚泥固形燃料化施設に関すること(南部浄化センターに限る。)
 - 9 伏越施設の管理に関すること(西部浄化センターに限る。)

3 職員数及び配置

(H26.3.31現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職	技術職	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職	技術職	合計				事務職	技術職	合計	
上下水道局長	1	1	2	1	1	2	0	1	1	0	0	0	3
総務課	23	2	25	23	1	24	7	1	8	7	0	7	33
総務係	8		8	8		8	2		2	2		2	10
人事係	3		3	3		3	1		1	1		1	4
管財係	3		3	3		3	1		1	1		1	4
富合営業所	2		2	2		2	1		1	1		1	3
城南営業所	3		3	3		3	1		1	1		1	4
植木営業所	3		3	3		3	1		1	1		1	4
庁舎建設管理室	1	2	3	1	1	2		1	1			0	4
経営企画課	16	0	16	16	0	16	7	1	8	7	1	8	24
企画広報班	8		8	8		8	1		1	2		2	9
財政班	2		2	2		2	2		2	1		1	4
情報システム管理室	3	0	3	3	0	3	1	1	2	1	1	2	5
システム開発運用班	3		3	3		3	1	1	2	1	1	2	5
出納室	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
水道班	3		3	3		3	1		1	1		1	4
下水道班			0			0	2		2	2		2	2
料金課	29	0	29	29	0	29	16	0	16	16	0	16	45
業務係	9		9	9		9	1		1	1		1	10
料金調定第一係	15		15	15		15			0	7	7	7	7
料金調定第二係			0			0	7		7	7		7	7
収納係			0			0	8		8	8		8	8
収納整理係	5		5	5		5			0	0		0	5
給排水設備課	14	7	21	14	7	21	8	4	12	8	4	12	33
業務係	5	2	7	5	2	7	1	2	3	1	2	3	10
給水装置係	9	5	14	9	5	14			0	0		0	14
排水設備係			0			0	7		7	7		7	7
事業所排水係			0			0		2	2		2	2	2
計画調整課	7	14	21	3	7	10	2	13	15	0	0	0	36
管理班	4	3	7	1		1	2	1	3			0	10
水道計画班	1	4	5			0			0			0	5
下水道計画班			0			0		6	6			0	6
工事調整班			0			0		6	6			0	6
技術監理室	2	7	9	2	7	9	0	0	0	0	0	0	9
技術監理班		3	3		3	3			0			0	3
図面情報班	2	4	6	2	4	6			0			0	6
水道整備課	0	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
施設係		14	14			0			0			0	14
工事第一係		8	8			0			0			0	8
工事第二係		8	8			0			0			0	8
工事第三係		6	6			0			0			0	6
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	28	28	0	0	0	28
施設係			0			0		11	11			0	11
工事第一係			0			0		8	8			0	8
工事第二係			0			0		9	9			0	9
水相談課	20	15	35	20	15	35	4	1	5	4	1	5	40
管理班	6	2	8	6	2	8	2	1	3	2	1	3	11
サービス班	5		5	5		5			0			0	5
漏水防止班	2	5	7	3	4	7			0			0	7
老朽管対策班	3	1	4	2	2	4			0			0	4
西部上下水道センター	3	3	6	3	3	6	1		1	1		1	7
北部上下水道センター	1	4	5	1	4	5	1		1	1		1	6
管路維持課	2	24	26	2	24	26	1	23	24	1	23	24	50
水道維持係	1	11	12	1	11	12		1	1		1	1	13
下水道維持係			0			0	1	5	6	1	5	6	6
渉外工事第一係	1	6	7	1	6	7			0			0	7
渉外工事第二係		7	7		7	7			0			0	7
維持補修センター			0			0		17	17		17	17	17
維持補修班			0			0		17	17		17	17	17
水運用課	2	56	58	2	56	58	0	0	0	0	0	0	58
計画係		11	11		11	11			0			0	11
運用係	2	16	18	2	16	18			0			0	18
施設管理係		7	7		7	7			0			0	7
施設維持係		13	13		13	13			0			0	13
水質管理室	0	9	9	0	9	9	0	0	0	0	0	0	9
管理班		4	4		4	4			0			0	4
検査班		5	5		5	5			0			0	5
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	57	57	0	57	57	57
施設管理係			0			0		9	9		9	9	9
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	33	33	0	33	33	33
管理第一係			0			0		26	26		26	26	26
管理第二係			0			0		7	7		7	7	7
東部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	7	7
管理係			0			0		7	7		7	7	7
南部浄化センター			0			0		5	5		5	5	5
管理係			0			0		5	5		5	5	5
西部浄化センター			0			0		3	3		3	3	3
管理係			0			0		3	3		3	3	3
合計	114	155	269	110	111	221	45	129	174	43	86	129	443

*管理者及び再任用(27人)は除く。課長補佐以上は、それぞれの筆頭係に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害対策
水循環環境配慮
広報
下水道使用料金
組織・機構
水工業用

4 勤続年数別職員構成

(平成26年3月31日現在)

年数別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1年未満	1	0.6	3	1.1	4	0.9
1年以上～3年未満	0	0.0	23	8.1	23	5.2
3年以上～5年未満	4	2.5	9	3.2	13	2.9
5年以上～10年未満	11	6.9	9	3.2	20	4.5
10年以上～15年未満	11	6.9	10	3.5	21	4.7
15年以上～20年未満	23	14.5	20	7.0	43	9.7
20年以上～25年未満	25	15.7	59	20.8	84	19.0
25年以上～30年未満	41	25.8	38	13.4	79	17.8
30年以上～35年未満	32	20.1	74	26.1	106	23.9
35年以上	11	6.9	39	13.7	50	11.2
計	159	100.0	284	100.0	443	100.0
平均年数	23年2月		23年9月		23年6月	

- * 管理者及び再任用職員(27人)を除く。
- * 業務職員は技術職員に含む。

5 年齢別職員構成

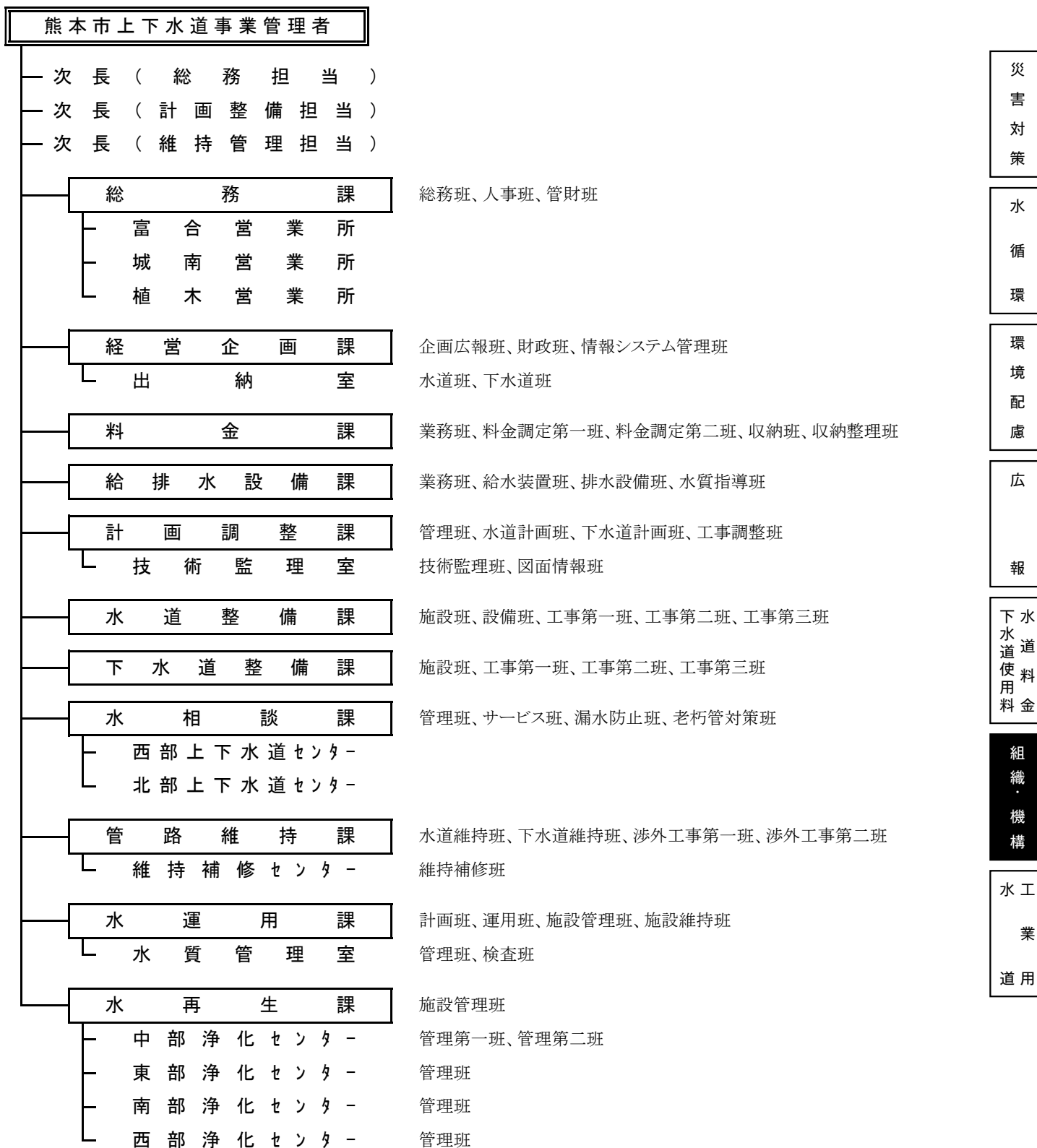
(平成26年3月31日現在)

年齢別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20歳未満	0	0.0	1	0.4	1	0.2
20歳以上～25歳未満	1	0.6	10	3.5	11	2.5
25歳以上～30歳未満	7	4.4	27	9.5	34	7.7
30歳以上～35歳未満	14	8.8	11	3.9	25	5.6
35歳以上～40歳未満	13	8.2	13	4.6	26	5.9
40歳以上～45歳未満	24	15.1	39	13.7	63	14.2
45歳以上～50歳未満	29	18.2	41	14.4	70	15.8
50歳以上～55歳未満	48	30.2	52	18.3	100	22.6
55歳以上～60歳未満	22	13.7	75	26.5	97	21.8
60歳以上	1	0.6	15	5.3	16	3.6
計	159	100.0	284	100.0	443	100.0
平均年齢	46歳3月		46歳10月		46歳8月	

- * 管理者及び再任用職員(27人)を除く。
- * 業務職員は技術職員に含む。

(参考資料) 平成26年度の組織・機構

1 機構図 (平成26年4月1日現在)



災害対策
水循環環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業用

2 事務分掌（平成26年4月1日現在）

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 熊本市水道サービス公社及び熊本市下水道技術センターに関すること。
- 6 危機管理及び災害対策に関すること。
- 7 不用品の処分に関すること。
- 8 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 9 組織に関すること。
- 10 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 11 研修に関すること。
- 12 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 13 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 14 局有財産の取得、管理及び処分に関すること（他の課又はかいの所管に属する事務を除く。）。
- 15 庁舎の維持管理に関すること（他の課又はかいの所管に属する事務を除く。）。
- 16 公用車の管理に関すること。
- 17 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。
- 18 富合営業所、城南営業所及び植木営業所に関すること。

富合営業所

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の還付に関すること。
- 3 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金（以下「受益者負担金等」という。）の収納に関すること。
- 4 貯蔵品の保管に関すること。
- 5 水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 6 水道施設管路、給水装置、下水道管渠施設及び排水設備（以下「水道施設管路等」という。）に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

城南営業所

- 1 水道、工業用水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の収納、還付、転居等清算及び滞納整理に関すること。
- 3 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関すること。
- 4 工業用水道料金に関すること。
- 5 受益者負担金等の収納に関すること。
- 6 貯蔵品の保管に関すること。
- 7 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 8 水道施設管路等、工業用水道施設管路及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

植木営業所

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の還付に関すること。
- 3 受益者負担金等の収納に関すること。
- 4 貯蔵品の保管に関すること。
- 5 水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 6 水道施設管路等に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの初期対応に関すること。
- 7 受託給水装置工事に伴う加入金に関すること。
- 8 受託給水装置工事費に関すること。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 事業統計に関すること。
- 5 広報及び広聴に関すること。
- 6 水の科学館に関すること。
- 7 財政計画に関すること。
- 8 企業債に関すること。
- 9 予算に関すること。
- 10 工業用水道事業に関すること（他の課又は営業所の所管に属する事務を除く。）。
- 11 情報化施策の推進及び調整に関すること。

- 12 情報システムの総括に関すること。
- 13 情報システム管理室及び出納室に関すること。

出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量(水道に係るものに限る。)及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金等の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 8 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 9 水道料金等の欠損処分に関すること。
- 10 量水器に関すること。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関すること。
- 4 受益者負担金等に関すること。
- 5 水洗便所改造資金に関すること。
- 6 排水設備に関すること。
- 7 給水設備の確認に関すること。
- 8 事業所排水の水質指導に関すること。
- 9 配管図面の交付に関すること。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関すること。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関すること。
- 5 下水道資源の有効活用に関すること。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関すること。
- 7 技術監理室に関すること。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関すること。

技術監理室

- 1 工事の検査に関すること。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関すること。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関すること。
- 4 配管図面の管理及び埋設物調査の受付に関すること。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関すること。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関すること。
- 2 下水道雨水事業に関すること。
- 3 私道への下水道布設に関すること。

水相談課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 3 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

- 4 老朽給水管の更新に関する事。
- 5 保安管理及び水防業務の体制に関する事。
- 6 貯蔵品の経理及び保管に関する事。
- 7 西部上下水道センター及び北部上下水道センターに関する事。
- 8 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関する事。

西部上下水道センター及び北部上下水道センター

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関する事。
- 2 水道料金等の還付に関する事。
- 3 貯蔵品の保管及び受払に関する事。
- 4 水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 5 水道施設管路及び給水管の漏水防止に関する事(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 6 給水装置に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの対応に関する事(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 7 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。

管路維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事(植木営業所の所管区域を除く。)
- 2 貯蔵品の受払に関する事。
- 3 下水道管渠施設の維持管理に関する事。
- 4 下水道台帳に関する事。
- 5 水防業務の統括に関する事。
- 6 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠施設及び給水管の移設の渉外に関する事。
- 7 維持補修センターに関する事。

維持補修センター

- 1 下水道管渠施設の維持管理作業に関する事。
- 2 貯蔵品の保管に関する事。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関する事。
- 2 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関する事。
- 3 塩素滅菌に関する事。
- 4 配水系統及び水圧の管理に関する事。
- 5 地下水障害に関する事。
- 6 水質管理室に関する事。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関する事。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関する事。

水再生課

- 1 マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関する事。
- 2 下水道の水質に関する業務の統括に関する事。
- 3 浄化センターに関する事。

中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター及び西部浄化センター

- 1 公共下水の終末処理に関する事。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事(中部浄化センター及び東部浄化センターに限る。)
- 3 各浄化センターの管理に関する事。
- 4 ポンプ場の管理に関する事。
- 5 放流水の水質に関する事。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関する事。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関する事。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関する事(南部浄化センターに限る。)
- 9 伏越施設の管理に関する事(西部浄化センターに限る。)

災害対策
水循環
環境配慮
広報

下水道使用料

組織機構

水道業

3 職員数及び配置

(H26. 4. 1現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職	技術職	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職	技術職	合計				事務職	技術職	合計	
上下水道局長	1	1	2	1	1	2	0	1	1	0	0	0	3
総務課	22	0	22	22	0	22	7	0	7	7	0	7	29
総務班	8		8	8		8	2		2	2		2	10
人事班	3		3	3		3	1		1	1		1	4
管財班	3		3	3		3	1		1	1		1	4
富合営業所	2		2	2		2	1		1	1		1	3
城南営業所	3		3	3		3	1		1	1		1	4
植木営業所	3		3	3		3	1		1	1		1	4
経営企画課	14	0	14	14	0	14	7	1	8	7	1	8	22
企画広報班	7		7	7		7	2		2	2		2	9
財政班	2		2	2		2	2		2	2		2	4
情報システム管理班	2		2	2		2	1	1	2	1	1	2	4
出納室	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5
水道班	3		3	3		3			0			0	3
下水道班			0			0	2		2	2		2	2
料金課	29	0	29	29	0	29	18	0	18	18	0	18	47
業務班	9		9	9		9	1		1	1		1	10
料金調定第一班	15		15	15		15			0			0	15
料金調定第二班			0			0	8		8	8		8	8
収納班			0			0	9		9	9		9	9
収納整理班	5		5	5		5			0			0	5
給排水設備課	17	6	23	17	6	23	8	3	11	8	3	11	34
業務班	6	2	8	6	2	8		1	1		1	1	9
給水装置班	11	4	15	11	4	15			0			0	15
排水設備班			0			0	7		7	7		7	7
水質指導班			0			0	1	2	3	1	2	3	3
計画調整課	7	12	19	4	6	10	2	12	14	0	0	0	33
管理班	4	1	5	1		1	2	1	3			0	8
水道計画班		5	5			0			0			0	5
下水道計画班			0			0		6	6			0	6
工事調整班			0			0		5	5			0	5
技術監理室	3	6	9	3	6	9	0	0	0	0	0	0	9
技術監理班		3	3		3	3			0			0	3
図面情報班	3	3	6	3	3	6			0			0	6
水道整備課	0	34	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
施設班		7	7			0			0			0	7
設備班		5	5			0			0			0	5
工事第一班		8	8			0			0			0	8
工事第二班		8	8			0			0			0	8
工事第三班		6	6			0			0			0	6
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	29	29	0	0	0	29
施設班			0			0		12	12			0	12
工事第一班			0			0		6	6			0	6
工事第二班			0			0		6	6			0	6
工事第三班			0			0		5	5			0	5
水相談課	19	16	35	19	16	35	4	1	5	4	1	5	40
管理班	6	2	8	6	2	8	2	1	3	2	1	3	11
サービス班	3	1	4	3	1	4			0			0	4
漏水防止班	2	5	7	2	5	7			0			0	7
老朽管対策班	3	2	5	3	2	5			0			0	5
西部上下水道センター	3	3	6	3	3	6	1		1	1		1	7
北部上下水道センター	2	3	5	2	3	5	1		1	1		1	6
管路維持課	2	23	25	2	23	25	1	27	28	1	27	28	53
水道維持班	2	10	12	2	10	12		1	1		1	1	13
下水道維持班			0			0	1	8	9	1	8	9	9
渉外工事第一班		7	7		7	7			0			0	7
渉外工事第二班		6	6		6	6			0			0	6
維持補修センター			0			0		18	18		18	18	18
維持補修班			0			0		18	18		18	18	18
水運用課	1	47	48	1	47	48	0	0	0	0	0	0	48
計画班		9	9		9	9			0			0	9
運用班	1		1	1		1			0			0	1
施設管理班		16	16		16	16			0			0	16
施設維持班		15	15		15	15			0			0	15
水質管理室	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
管理班		3	3		3	3			0			0	3
検査班		4	4		4	4			0			0	4
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	58	58	0	58	58	58
施設管理班			0			0		9	9		9	9	9
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	33	33	0	33	33	33
管理第一班			0			0		26	26		26	26	26
管理第二班			0			0		7	7		7	7	7
東部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	7	7
管理班			0			0		7	7		7	7	7
南部浄化センター			0			0		6	6		6	6	6
管理班			0			0		6	6		6	6	6
西部浄化センター			0			0		3	3		3	3	3
管理班			0			0		3	3		3	3	3
合計	112	139	251	109	99	208	47	132	179	45	90	135	430

*管理者及び再任用(39人)は除く。課長補佐以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害対策
水循環環境配慮
広報
下水道使用料金
組織機構
水工業用

4 勤続年数別職員構成

(平成26年4月1日現在)

年数別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1年未満	3	1.9	6	2.2	9	2.1
1年以上～3年未満	1	0.6	13	4.8	14	3.3
3年以上～5年未満	4	2.5	18	6.6	22	5.1
5年以上～10年未満	8	5.0	14	5.2	22	5.1
10年以上～15年未満	13	8.2	10	3.7	23	5.3
15年以上～20年未満	18	11.3	12	4.4	30	7.0
20年以上～25年未満	32	20.1	54	19.9	86	20.0
25年以上～30年未満	33	20.8	35	12.9	68	15.8
30年以上～35年未満	36	22.6	66	24.4	102	23.7
35年以上	11	6.9	43	15.9	54	12.5
計	159	100.0	271	100.0	430	100.0
平均年数	23年4月		23年5月		23年4月	

- * 管理者及び再任用職員(39人)を除く。
- * 業務職員は技術職員に含む。

5 年齢別職員構成

(平成26年4月1日現在)

年齢別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20歳未満	0	0.0	1	0.4	1	0.2
20歳以上～25歳未満	2	1.3	14	5.2	16	3.7
25歳以上～30歳未満	6	3.8	30	11.1	36	8.4
30歳以上～35歳未満	15	9.4	11	4.1	26	6.0
35歳以上～40歳未満	13	8.2	13	4.8	26	6.0
40歳以上～45歳未満	29	18.2	37	13.7	66	15.3
45歳以上～50歳未満	27	17.0	39	14.4	66	15.3
50歳以上～55歳未満	46	28.9	49	18.1	95	22.1
55歳以上～60歳未満	21	13.1	77	28.5	98	22.7
60歳以上		0.0		0.0	0	0.0
計	159	100.0	271	100.0	430	100.0
平均年齢	45歳8月		45歳7月		45歳7月	

- * 管理者及び再任用職員(39人)を除く。
- * 業務職員は技術職員に含む。